

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
不利益処分名	商店街振興組合又は商店街振興組合連合会に対する解散命令
根 拠 法 令	商店街振興組合法
根 拠 条 項	第86条第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5225 )
処 分 基 準	<p>(組合に対する解散の命令)</p> <p>第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)